



厚生労働省岩手労働局発表
令和元年12月20日(金)

【照会先】
岩手労働局労働基準部賃金室
室長 鈴木 千春
室長補佐 境澤 淳
電話 019-604-3008

報道関係者 各位

岩手県特定（産業別）最低賃金が改正されます

～ 令和元年12月28日から新しい最低賃金が適用されます ～

岩手労働局（局長 おじか まさや 小鹿 昌也）は、下記の4産業に係る岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定について、令和元年11月28日付けで官報公示を行いました。

これにより、下記の4産業について、令和元年12月28日（土）から新しい最低賃金が適用されます。

なお、全産業のすべての労働者に適用される「岩手県最低賃金」（時間額790円）は、令和元年10月4日に改正発効されています。

記

【改正決定】

- ・ 岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金
時間額 850円（現行829円）
- ・ 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
時間額 827円（現行809円）
- ・ 岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
時間額 818円（現行796円）
- ・ 岩手県自動車小売業最低賃金
時間額 861円（現行838円）

【据置き】

- ・ 岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金
時間額 800円（従業員が常時50人以上の事業所）
- ・ 岩手県各種商品小売業最低賃金は、平成28年12月11日に767円に改正されて以来、据置きとなっています。当該額は、現在の岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金790円が適用されます。